

2 地下水採取状況の把握と結果の公表 【環境保全課】

「群馬県的生活環境を保全する条例」により、一定規模以上の井戸を揚水特定施設として設置の届出と地下水採取量の報告を義務付けています。

年の各市町村別の地下水採取量は表2-4-1-20、採取量の推移は、図2-4-1-19に示すとおりです。

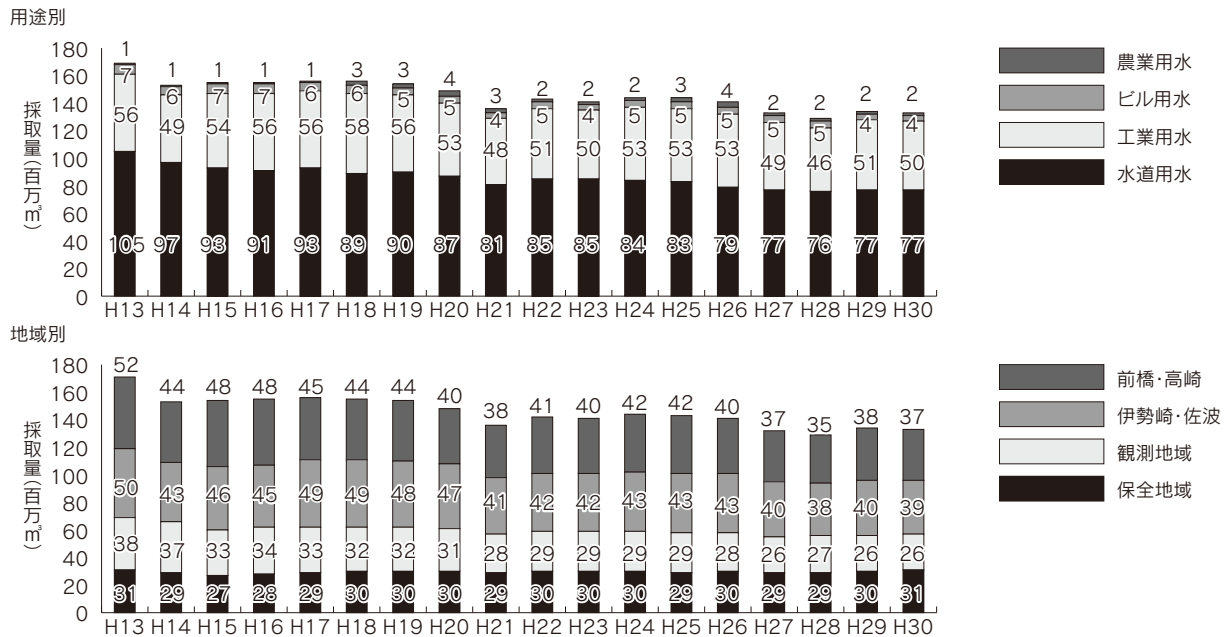
揚水特定施設設置者からの報告による平成30

表2-4-1-20 各市町村別地下水採取量（平成30年1月1日～平成31年1月1日）（単位：千m<sup>3</sup>）

地域名	市町村名	採取量報告数(本)	水道用	工業用	ビル用水	農業用水	合計
保全地域	館林市	84	7,024	6,780	906	184	14,894
	板倉町	30	1,585	870	96	56	2,607
	明和町	25	909	6,435	0	0	7,344
	千代田町	13	2,042	780	0	108	2,930
	邑楽町	21	2,596	90	9	294	2,989
	小計	173	14,156	14,955	1,011	642	30,764
観測地域	太田市(旧藪塚本町を除く)	119	16,545	2,515	862	617	20,539
	大泉町	24	4,197	1,528	117	0	5,842
	小計	143	20,742	4,043	979	617	26,381
佐伊勢崎地域	伊勢崎市(旧赤堀町を除く)	166	20,542	11,803	159	0	32,504
	太田市(旧藪塚本町)	8	0	223	0	0	223
	玉村町	31	4,444	1,182	791	0	6,417
	小計	205	24,986	13,208	950	0	39,144
高前橋地域	前橋市(旧前橋市)	150	15,853	7,440	1,106	613	25,012
	高崎市(旧高崎市)	102	1,567	10,290	310	0	12,167
	小計	252	17,420	17,730	1,416	613	37,179
	合計	773	77,304	49,936	4,356	1,872	133,468

(注)各市町村の地下水採取量は、四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

図2-4-1-19 地下水採取量の推移



3 取水における地下水から表流水への転換の推進 【(企)水道課】

県では、高度経済成長の過程で工場等による地下水採取量が増大したため、特に東部地域の地盤沈下が著しく進行したと考えられています。

び東部地域水道用水供給事業（給水区域：太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）を計画・事業化しました。

こうした状況を回避するため、県企業局では地下水保全（地盤沈下防止）対策として東毛工業用水道事業（給水区域：伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）及

平成30年度は地下水から表流水への新たな転換はありませんでしたが、引き続き転換を進め、地盤沈下の防止に努めます。

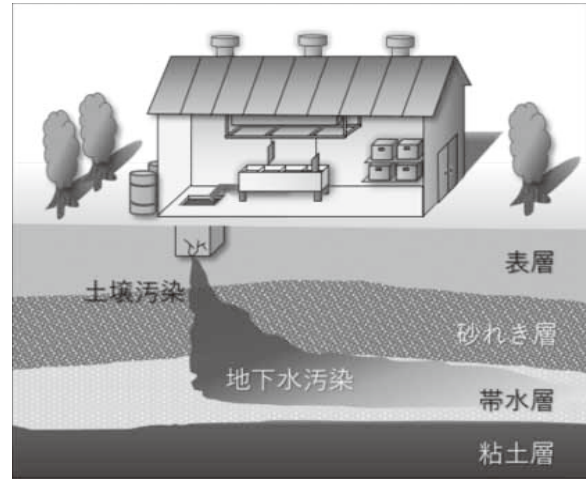
## 第3項 土壤汚染対策の推進

### 1 有害物質使用事業場に対する立入指導 【環境保全課】

土壤・地下水は一度汚染されてしまうと、元の状態に戻すために多くの時間と費用が必要となり、原因事業者を主として多大な負担が発生します。そのため、土壤や地下水の汚染は未然に防止することが重要です。平成24年6月に改正「水質汚濁防止法」が施行され、新たに有害物質の地下浸透防止のための構造基準等について遵守義務が創設されました。県では、構造基準等の適合状況を立入調査により確認し、指導・助言を行っています。

また、「群馬県の生活環境を保全する条例」では、「有害物質を使用する事業者は、定期点検や事故時に有害物質が地下に浸透するおそれがあれば調査をして知事に報告する。」ことを義務付けています。土壤・地下水汚染の仕組みは図2-4-1-20のとおりです。

図2-4-1-20 土壤・地下水汚染の仕組み



### 2 市街地における土壤汚染対策の推進 【環境保全課】

#### (1) 土壤汚染対策法

土壤の汚染状況の把握や汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた「土壤汚染対策法」により、土地所有者等に対し、一定の契機をとらえた土壤汚染状況調査が義務付けられています。

この調査により、土壤中に一定の基準（指定基準）を超える有害物質が検出された土地は県知事・政令市長（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市）により区域指定され、土地所有者等は汚染状況に応じ汚染の除去等の措置を実施しなければなりません。

県内における平成31年3月末現在の区域指定の状況は表2-4-1-21のとおりです。

表2-4-1-21 市町村ごとの土壤汚染対策法区域指定数（平成30年度末現在）

市町村	指定箇所数
前橋市	7
高崎市、富岡市	5
安中市	4
桐生市、渋川市	3
太田市、東吾妻町	2
館林市、藤岡市、みどり市、玉村町、明和町、大泉町、邑楽町	1
計	38

#### (2) 土地改変時の届出

「土壤汚染対策法」により一定規模以上の土地の改変時には届出が義務付けられており、届出における土地に土壤汚染のおそれが見られる場合には調査命令が発出されます。

平成30年度における届出等の状況は表2-4-1-22のとおりです。

表2-4-1-22 「土壤汚染対策法」第4条届出処理状況（平成30年度末現在）

	H28	H29	H30
総届出数	238件(104)	191件(94)	197件(86)
調査命令あり	21件(5)	14件(4)	15件(5)

※括弧内は内数で政令市処理件数

#### (3) 坂東工業団地周辺土壤・地下水汚染問題

坂東工業団地（渋川市北橋町）周辺においては、昭和30年代後半に埋設されたカーバイド滓を原因とする土壤汚染によって、テトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認されています。

この事案に関して、健康被害が生じるおそれがないよう、県は周辺地下水のモニタリングを継続しています。